



藤

宮澤会計 News

〒141-0031
東京都品川区西五反田
8-3-13 第2白川ビル5F
TEL 03 (3494) 8121
FAX 03 (3494) 8122
<http://miyazawa.kaikei-shi.com>
e-mail: info@miyazawa.kaikei-shi.com

5月 (皁月) MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・こどもの日
6日・振替休日

日	10	24	
月	11	25	
火	12	26	
水	13	27	
木	14	28	
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	.
火	5	19	.
水	6	20	.
木	7	21	.
金	8	22	.
土	9	23	.

5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 6月1日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 地方税 / 自動車税・鉦区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日

ワンポイント 174万社が赤字法人

国税庁が公表しているわが国法人企業の実態調査結果によると、平成19年度(19年4月~20年3月)の法人数259万社のうち67.1%に当たる174万社が赤字法人でした。赤字法人割合は、ここ10年近く7割弱で推移していますが、昨年秋以降の急激な経済不況により、20年度は7割超となることも予想されます。

監査役の役割と 設置不要の会社

監査役の役割

1. 監査役とは

監査役は株主総会で選任され、取締役および会計参与の職務の執行を監査します。一般的には、監査役には会社の規模を問わず業務監査と会計監査の権限があると考えられています。監査役の設置により、企業経営の健全性や適正性を担保する役割を担うことが期待されます。

2. 監査役の仕事

監査役の仕事については、監査役監査基準二条一項に「株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する義務を負っている」（出所：社団法人日本監査役協会）と記されています。

大企業だけではなく、中小企業にも適正なコーポレートガバナンス（企業統治）体制の確立、コンプライアンス（法令遵守）が求められる、監査役にはそれを担保する役割を期待されています。

3. 監査役の特権として 考えられるもの

監査役は株主総会で選任され、原則として会社の規模にかかわらず、一般的には「取締役の職務の執行を監査する業務監査」と「計算書類等の監査を行う会計監査」の両方の権限を有するものと考えられています（会計参与がある場合、会計参与の業務も監査します）。
具体的には、監査役は「取締役が職務を執行するにあたり、適正に善管注意義務、忠実義務を履行し、法令・定款違反や不当な行為を行っていないか」「取締役会決議・株主総会決議に則

った職務執行を行っているか」「会社法が定める計算関係書類等の記載内容が、計算書類規則や企業会計原則などに則って適正に処理されているか」などの監査を行います。

いつでも、取締役および会計参与などに事業の報告を求め、監査役設置会社の業務および財産の状況の調査をすることができま

す。
監査役の特権としては、取締役会出席と取締役会での意見陳述が規定されています。また、監査役は、監査の過程で取締役の職務執行に違法な事実を発見した場合、取締役への報告、株主総会への報告、取締役の違法行為の差止請求、会社の違法行為は正および取締役の違法行為による損害賠償請求のための会社訴訟提起、などの行動をとります。

4. 監査役の特権の 限定と株主権限の強化

非公開会社（大会社を除く）で、かつ会計監査人および監査役会のいずれも設置していない株式会社の場合、定款でその旨

を定めることで、監査役の特権を会計監査に限定することができます。

定款で監査役の特権を会計監査に限定している会社では、株主が直接業務監査をできるように、株主の特権が以下のように強化されました。

裁判所の許可なく取締役会の議事録を閲覧することができ

る。
緩和された要件下で取締役の違法行為差止請求を行使できる

取締役は法令・定款違反の行為がある場合、またはそのおそれがある場合、取締役会の招集を請求することができ、取締役会に出席し、意見を述べることができ

5. 監査役の任期

監査役の任期は原則として四年（選任後四年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする）ですが、非公開会社の場合には、定款の定めによって任期を選任後一〇年まで伸ばすことができるようになりました。

監査役を置かなくてもよい会社の条件

中小企業を想定した場合、監査役は、取締役会を設置していない場合、取締役会を設置し会計参与を置いている場合、に置かなくてもよいのです。

1. 会社法では自由な機関設計が可能

「監査役を置かなくてもよい条件」はさまざまなケースが考えられます。従来の画一的な機関設計（株式会社であれば取締役三名、監査役一名は必須でした）に比べ、会社法ではかなり自由な機関設計が可能になっているからです。

2. 監査役を設置しなくてもよい条件

(1) 株式譲渡制限会社であること

株式譲渡制限会社とは、株式を譲渡する際に会社の承認が必要である旨を定款に記載してある会社のことを言います。自由に株式を譲渡することができま

せんので、望まない人物に株式が渡ることがありません。

監査役を設置しなくてよいほとんどのケースは、株式譲渡制限会社であることが前提になっています。

なお、公開会社（株式譲渡制限をしていない会社）の場合は、以下の(4)委員会設置会社の場合で説明する委員会設置会社を除いて監査役を設置する義務があります。

(2) 取締役会を設置していないこと

取締役会を設置しない場合は、原則、監査役は設置する必要はありません。

取締役会を設置するには、最低三名の取締役が必要になります。よって、取締役が三名未満の会社は、自動的に監査役の設置義務がないことになります。

なお、「設置する必要がない」ということは、取締役会を設置しなくても監査役を置くことは可能だということです。

また、公開会社は取締役会を設置しなければなりませんので、自動的にこのケースには当てはまらないこととなります。

なお、例外として、大会社（資本金五億円以上または負債総額二〇〇億円以上）の場合は、監査役を設置しなければなりません。

(3) 取締役会を設置して、会計参与を置く場合

取締役会を設置している場合でも、会計参与を設置しているときは、原則、監査役を設置しなくてもよいことになっています。

会計参与は税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人が就任することができ、経営者と共同で計算書類の作成を行う、会社法で新たに作られた機関です。

なお、会計参与と監査役を両方設置することも可能です。

例外 大会社の場合は、監査役の設置は必須となっています

ので、会計参与を置いても監査役は設置しなければなりません。

例外 会計監査人を置く場合は、監査役を設置しなければなりません

なりません。

(4) 委員会設置会社の場合

委員会設置会社の場合は、監査役を置くことはできません。

「置かなくてもよい」ではなく、「置くことができる」ということです。

公開会社で唯一監査役を置かないパターンです。

3. 中小企業の監査役

株式譲渡制限会社であり大社でないケース、つまり中小企業に限っていえば、取締役会を設置していない、あるいは取締役会を設置していて会計参与を設置している場合に、監査役を設置しなくてもよいと考えてよいでしょう。

従来の株式会社では、監査役の設置が必須だったため、監査業務を行わない名ばかりの監査役が多く存在したことも事実です。

しかし、監査役は不要なわけではありません。

形骸化している監査役は確かに不要でしょうが、会社法施行を機にきちんと監査業務が行える人物を監査役に迎えるなどの対応をし、会社の運営を適切に行う仕組みを整えることが、企業が永続的に発展していくためには重要です。

新たな覇者の俯瞰図

オバマ大統領は、2012年までに100万台の電気自動車をアメリカで走らせることを目標にかけています。もしこれが実現すれば、約400億ドル相当のバッテリーが要ることになるそうです。多くの専門家は、軽くて、出力の大きいリチウムイオン電池が本命だとみています。

問題は、誰がこの電気自動車用電池市場の覇者になれるかです。すでに多くのメーカーがしのぎを削っており、アメリカの電池メーカーの最大のライバルは資金力に恵まれ、経験の深いアジアのメーカーです。

アジアで注目されるメーカーには、トヨタが支配権を持つパナソニックEVエナジーがあります。パナソニックは、現在のハイブリッド車に用いられているメタルハイドライド電池の90%を供給しています。同社は昨年、充電式バッテリーの最大メーカーである三洋電機の買収を決めました。

中国には、10社を超すメーカーがいます。中国政府はリチウムイオン電池を戦略的産業に指定しました。

バッテリーの最大メーカーBYD Autoは、小型のプラグイン方式のセダンFF6DMをデトロイトの自動車ショーに出品して注目を集めました。ハイブリッド車ですが、ガソリンエンジンに切り替わるまでリチウムイオン電池で60マイル走ることができるといいます。ただし、残念ながら安全で信頼性の高いリチウムイオン電池はまだ完成していないとも専門家は指摘しています。

米国エネルギー省はこれまでにリチウムイオン電池の研究に約6億ドルを注ぎ込んでいます。しかし、電気自動車懐疑派もいます。昨年夏、ガソリンが高騰した際、消費者はあわててガソリン車より3,000ドル高いものの燃費の良いハイブリッド車のプリウスを買いました。次世代リチウムイオン電池だと、プラグイン方式よりもさらに8,000ドルも余計に払わねばなりません。

経営者の役割

仕事には「楽しい仕事」と「楽しくない仕事」が存在するかのようない仕事か、存在する人がいます。だれだって楽しい仕事に就けたらもつとがんばれるでしょう。

しかし、青い鳥を追いかけるように転職を繰り返したところで、自分自身の考え方を変えない限り、決して楽しい仕事に就けることはありません。

仕事に、楽しい仕事と楽しくない仕事があるのでなく、本人が、その仕事を楽しくしているかどうかの問題です。「仕事を「楽しもう」という発想を持ち、現在の自分の仕事に価値や、やりがいを見い出せた人だけが、結果として楽しい仕事に就くことができるわけです。

そしてこの「仕事そのものを「楽しもう」という発想を教えることこそ、経営者の何より大切な役割かと思えます。

アメリカの底力

2007年の米国の人口はおよそ2億8千万人、日本は1億2千万人です。米国は人口が伸びており日本は低迷しています。

加えて米国のGDP（国内総生産）は13兆8,413億ドルもあります。日本は4兆3,797億ドルです。ドイツが3位で3兆3,235億ドル、中国が4位の3兆2,417億ドルです。参考までに世界のGDPは52兆1,154億ドルしかありません。世界のGDPに占める割合は、日本はおよそ8.4%ですが、米国は26.5%です。

人口増加率も、人口も、GDPも、全ての面でアメリカの方が上回っているわけですが、先頃発表された米国の1月の住宅着工件数46万6千件に対し日本の住宅着工件数は100万戸ほどあります。

この指標に対して、米国の景気後退は深刻という見方もある一方、これは異常な状態なので、いつか正常な状態に戻るから、チャンスは今だと考える見方もあります。